

## 川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における救急医療対策の一環として、川崎小児救急・災害医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が実施する川崎市小児救命救急ネットワーク事業（以下「補助事業」という。）に補助金を交付することで、市内医療機関相互の連携を促進し、重症小児患者の円滑な搬送を実現すること等を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における補助事業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 市内医療機関と消防機関が連携した重症小児患者搬送に係るネットワークの形成
- (2) 重症小児患者の症例把握と事後検証体制の構築
- (3) 医師等に対する小児救急救命にかかる教育体制の充実
- (4) その他、市内における小児救急医療体制の強化に資する事業

### (補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う事業とし、補助事業の実施にあたり連絡協議会が支出する、次に掲げる経費とする。

- (1) 関係機関連絡会議及び事後検証の実施に係る経費
- (2) 小児救急教育体制に係る経費
- (3) その他補助事業実施に係る経費（第1条に定める目的達成のために必要な経費であると市長が認めた場合に限る。）

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象となる経費と基準額（予算の範囲内で別途定める額）とを比較していずれか低い額とする。

### (交付の申請)

第5条 連絡協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 連絡協議会は、補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金変更交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により申請書を受理したときは、前項の規定に準じる。
- 3 市長は、第1項及び第2項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金変更交付申請書（変更）交付決定通知書（第3号様式）により、連絡協議会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により補助金の不交付を決定したときは川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、連絡協議会に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 市長は、前条第3項による交付決定の通知の後に、補助金を概算交付するものとする。

(優先発注)

第8条 補助事業者は、前条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(1) 1件の契約金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

2 補助事業者は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の適正な運営を期するため、必要に応じて連絡協議会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第10条 連絡協議会は、補助事業が完了した時は、その日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付を決定した日の属する市の会計年度が終了した日と比較して、いずれか早い日までに川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金実績報告書（第5号様式）を市長へ提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該報告書に基づき、第4条に規定する算出方法により算出した額と第6条第1項または第2項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を決定し、清算を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により確定額を決定したときは、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により連絡協議会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、連絡協議会が補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11条第1項の規定により確定額を決定した場合、既に確定額を超えて補助

金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第14条 連絡協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第2号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第3号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金（変更）交付決定通知書

指 令 番 号  
所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名 様

年 月 日付けで（変更）申請のあった川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金については、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件

(第4号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金不交付決定通知書

指 令 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付で(変更)申請のあった川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金については、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次の理由により補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

理 由

(第5号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地  
法人名  
代表者氏名

年 月 日付け、川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金について、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額内訳書
- 2 事業実績書
- 3 収入支出決算書
- 4 その他参考となる資料



(第6号様式)

川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付確定通知書

文 書 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付けで報告のあった川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金については、川崎市小児救命救急ネットワーク事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を 円と確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長